

国民健康保険の手続きについて

●国民健康保険は、自動的に喪失しません。

国民健康保険から他の健康保険への切り替えは、自動でおこなわれません。新しい保険証を取得されたときは、必要なものをご持参の上、役場（健康推進課）または各振興センター窓口で手続きを行ってください。

■必要なもの

- ①国民健康保険証 ②新しく加入した健康保険証（「健康保険資格取得証明書」でも可）
- ③マイナンバー（個人番号）がわかるもの ④本人確認ができる書類（運転免許証など）

●喪失手続きをしないしていると国保税の支払いが続きます。

（例）会社に就職して、新しく社会保険の保険証を受け取り、医療機関へは新しい保険証で受診していた。毎月、国民健康保険税の納付書が届くが、そのままにしていた。後日、役場から国民健康保険税納付の督促が届き、国保税が滞納になっていることがわかった。

●他の健康保険に加入したが新しい保険証をまだ受け取れないとき

職場の健康保険に加入しても、新しい保険証をすぐに受け取れない場合があります。その時は、職場から「健康保険資格取得証明書」を発行してもらい、役場へ提出することで、喪失手続きができます。他の健康保険加入後に国民健康保険証で受診した場合は、鏡野町が負担した医療費を返していただくことになります。

お問い合わせ先 鏡野町健康推進課 医療保険係 担当:小林 電話 (0868) 54-2025

パブリックコメントを募集します

鏡野町地域公共交通計画（令和6年3月改正案）について、皆様からご意見を募集いたします。

○募集期間

3月1日（金）～3月31日（日）

○資料の閲覧場所

鏡野町ホームページ、鏡野町まちづくり課、各振興センター、中央公民館、地区公民館

○意見を提出できる人

町内在住者、在勤者等
（詳しくは鏡野町ホームページをご覧ください）

○提出方法

意見・情報提出書に必要事項を記入し、郵便、FAX、Eメール、又は窓口で提出してください。
※意見提出者の住所、氏名を公表することはありません。

○その他

意見提出者に個別の回答は行いません。検討の結果、意見の概要及び意見に対する町の考え方や、案を修正したときは、その修正内容などを公表します。

お問い合わせ先

鏡野町まちづくり課 担当:山崎
電話 (0868) 54-2982
FAX (0868) 54-2988
メール machi@town.kagamino.lg.jp

～地域の目指す農業の在り方を、みんなで話しあって考える～

これまで、地域での農業のあり方の意識醸成や体制づくりを「人・農地プラン」を策定して、推進してきましたが、農業従事者の大幅な減少により、農地が適切に利用されなくなる危機的状況が懸念されるため、皆で改めて考えることが必要となっています。

このため、令和4年5月に公布された農業経営基盤強化促進法等の一部改正に基づき、地域の協議により将来の農地利用を明確化する「地域計画（目標地図を含む）」を市町村が定めます。またそれを実行するべく、地域内外から農地の受け手を幅広く確保し、農地中間管理事業を活用した農地の集積・集約化など農地利用の最適化を進めることになりました。

そこで、鏡野町では、農家の皆様へアンケートを実施いたします。

営農計画書に同封いたしますので、ご記入の上、計画書を提出する際にご一緒に提出お願いいたします。アンケートの提出のみでも構いません。

提出先：鏡野町役場、各振興センター、JAにお願いいたします。

お問い合わせ先 産業観光課 担当:片田
電話 (0868) 54-2987